

新型コロナウイルス感染症に係る地方財政の財源確保及び
対策の充実・強化等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、未だ世界的に収束の方向性は見えず、我が国においても、現在もなお大都市圏を中心に感染者が多く発生しており、戦後最大の経済危機にも直面している。

本市では、2月中旬に初めて感染者が確認されて以来、第一波、そして4月初旬からの第二波と二つの感染拡大の波に襲われ、各種産業や医療機関等が集積する圏域の中核都市として、国や北海道、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在もなお、クラスターが断続的に発生するなど、依然として予断を許さない状況にある。

このような状況の中、感染拡大防止の強化と社会経済活動の水準を引き上げていくためには、これまでの感染拡大の教訓を踏まえ、国や北海道、医療機関等とより一層連携し、医療提供体制や検査体制の更なる充実等により、現下の感染症を確実に抑え込みながら、次なる感染拡大の波に備えるとともに、厳しい経営状況にある市内事業者等への事業の継続と雇用の維持に向けた支援や観光需要の喚起等により、社会経済活動の更なる回復を図ることが求められている。

また、長期化する感染症対策に加え、社会保障、防災・減災、雇用の維持など喫緊の財政需要に対し、機動的かつ効果的な取組を実施するための必要な財源を確保し、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を見据えていくためにも、国の責任において、さらなる追加の予算措置を含めた対応が必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1 地方財政の財源確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気低迷等に伴い、国税や地方税について大幅な減収が見込まれることから、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、十分かつ確実な財政措置を講じること。その際、交付金等については、地方自治体が地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に活用できるよう自由度の高い仕組みとすること。
- (2) 地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減や感染症及び経済対策に要する財政需要の増を確実に反映させるとともに、社会保障、防災・減災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

2 医療提供体制・検査体制等の更なる充実・強化

- (1) 医療機関や社会福祉施設等の従事者に対する支援を充実させるとともに、今後の感染状況の変化に十分対応できるよう、防護服等の資器材の確保や計画的な備蓄について、国の責任において対応すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収を余儀なくされている医療機関に対し、安定的な経営確保に向け更なる財政支援を行うこと。

- (3) 医療・介護・社会福祉施設等でクラスターが発生した場合においても、必要なサービスが提供できるよう、応援体制の構築や職員の確保・定着のための継続的な支援を行うこと。
 - (4) 住民からの相談対応や検体・患者搬送、積極的疫学調査等、多岐にわたる保健所の感染対策業務について、人員体制の強化や業務委託のより一層の推進等による負担の軽減を図ることに加え、財政措置を充実させること。
 - (5) 新たな検査方法への対応を含め、検査体制整備の取組に対する財政支援を継続するとともに、検査機器の充実と検査対象基準の見直し等、戦略的に更なる検査体制の充実を図ること。特にPCR検査体制については、実施医療機関や検査機関の拡大をはじめ、実施にあたっての人員体制や施設整備について、更なる支援を講じること。
 - (6) 国際社会と連携しながら、新型コロナウイルス感染症に係る安全かつ有効なワクチンや治療薬を開発・確保し、かつ円滑な提供体制を整備することで、早期に供給すること。
 - (7) インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、インフルエンザワクチン接種希望者の安定的かつ円滑な接種に向け必要な対策を講じること。
- 3 事業の継続と雇用の維持
- (1) 中小・小規模事業者等の経営悪化が深刻化していることから、金融支援対策や各種税の支払い等に関する柔軟な対応に加え、あらゆる事業者・労働者への支援策の充実や新卒者の採用に対する特段の配慮等、当面の事業の継続と雇用の維持に万全の対応を行うこと。
 - (2) 民間金融機関からの実質無利子・無担保融資の措置期間を延長し、制度の取扱い対象となる地方自治体に、信用保証協会の有無にかかわらず指定都市を追加すること。
- 4 教育機会の確保
- 学校の臨時休業が長期化したことから、その影響を受けた子どもたちに対し、学びの保障に向けたICT機器を活用した教育の充実を図るとともに、人的支援等の環境整備を行うこと。
- 5 指定都市の権限強化
- 指定都市において多くの感染者が発生している状況に鑑み、今後の感染拡大や新たな感染症への備えを万全にするため、指定都市の役割や権限を明確にし、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、経済再生担当大臣

（提出者）新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会